

四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 2 3 号

四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成 2 1 年四日市市規則第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式及び第 3 号様式を次のように改める。

第2号様式（第7条関係）

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

四日市市長

下記の長期優良住宅建築等計画の認定申請については、長期優良住宅普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による認定をしないこととしたので、四日市市長長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第7条の規定に基づき、これを通知します。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 申請者の住所

3 申請に係る住宅の位置

四日市市

4 認定しない理由

（教示）

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

承認しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

四日市市長

下記の長期優良住宅建築等計画の認定に基づく地位の承継の承認の申請については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による承認をしないこととしたので、四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第8条の規定に基づき、これを通知します。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 申請者の住所

3 申請に係る住宅の位置

四日市市

4 承認しない理由

（教示）

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

第 9 号様式及び第 1 0 号様式を次のように改める。

改 善 命 令 書

第 号
年 月 日

認定計画実施者

様

四日市市長

印

下記の認定長期優良住宅建築等計画等について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条第 項の規定により、改善に必要な措置を命じます。

記

- 1 認定長期優良住宅建築等計画等の認定番号

第 号

- 2 認定長期優良住宅建築等計画等の認定年月日

年 月 日

- 3 認定に係る住宅の位置

四日市市

- 4 命ずる措置

- 5 改善の期限

（教示）

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

認定取消通知書

第 号
年 月 日

認定計画実施者

様

四日市市長

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記の認定長期優良住宅建築等計画等について、その認定を取り消しましたので、同条第 2 項の規定に基づき、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

1 認定長期優良住宅建築等計画等の認定番号

第 号

2 認定長期優良住宅建築等計画等の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る住宅の位置

四日市市

4 認定を取り消した理由

※長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 2 項の規定による申出を行った場合、認定の取消しにより、確認済証の交付があったものとみなされなくなります。

（教示）

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(都市整備部建築指導課)